



区職員の懲戒処分を公表します

と き 平成 26 年 7 月 31 日 (木)

と ころ 練馬区役所 (練馬区豊玉北 6 - 12 - 1)

31 日、練馬区は、地方公務員法に基づき行った懲戒処分について、「練馬区職員の懲戒処分に関する指針」に基づき公表した。

【 公 表 内 容 】

1 業務の遅滞事故

(1) 概要

平成 26 年 4 月に発行すべき区民向けの冊子 (システム手帳サイズ、50 ページ) に ついて、担当職員が事務執行を怠り、期日までに発行できない事態が生じた。

また、担当職員は、上司が作成状況を確認した際に、虚偽の報告を行った。

このことは、地方公務員法第 32 条 (法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)、第 33 条 (信用失墜行為の禁止) および第 35 条 (職務専念義務) に抵触するため、懲戒処分した。

また、上司についても、管理監督者責任により懲戒処分した。

(2) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

区民部 主任主事 (39 歳・女性) 減給 1/10 1 月

区民部 課長補佐 (55 歳・男性) 戒告

(3) 処分年月日 平成 26 年 7 月 28 日

【 問 い 合 わ せ 】 総務部 職員課 人事係 電話 03 - 5984 - 5782